

様

大阪市長

大阪市障がい者グループホーム整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市障がい者グループホーム整備費補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更である「入居（予定）者の変更」、「備品の価格変動による変更（ただし、交付決定の内容に変更が生じる場合は除く。）」及び第 11 条第 3 項に規定する「その他、補助事業者の事情に拠らない理由により、やむを得ず補助事業の内容等を変更した場合」であって、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定による「大阪市障がい者グループホーム整備費補助金補助事業変更承認申請書〔様式第 5 号〕（以下「変更承認申請書」という。）」を省略することが適当であると市長が認める場合においては、変更理由について、第 15 条の規定による「大阪市障がい者グループホーム整備費補助金実績報告書〔様式第 5 号〕」により変更理由書を添付したうえで、変更承認申請書を省略することができる。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと。
- (5) 補助事業者は、この補助金をグループホームの整備以外に使用してはならない。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則及び大阪市障がい者グループホーム整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

- (1) 大阪市補助金等交付規則第 11 条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から 10 年間保存すること。
- (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に申請の取下げをすることができる。